諮問庁:法務大臣

諮問日:平成30年10月22日(平成30年(行情)諮問第464号) 答申日:平成31年2月6日(平成30年度(行情)答申第411号)

事件名:特定日に行われた特定個人に対する面接で作成された調査書の不開示

決定(存否応答拒否)に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書(以下「本件対象文書」という。)につき、その存 否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。) 3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年7月13日付け〇観企 第108号により特定保護観察所長(以下「処分庁」という。)が行っ た不開示決定(以下「原処分」という。)について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

請求人(審査請求人を指す。以下同じ。)は、本件対象文書を開示請求しましたが、処分庁は、当該文書の存否を答えると、「請求人に生活環境の調整のための面接が行われた」という個人情報の公開になってしまうので、当該文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する旨の決定を出しましたが、そもそも請求人に生活環境の調整のための面接が行われた事実は個人情報ではありません。請求人の氏名、生年月日等、個人を特定する情報以外を部分開示できるものと思料されます。

処分庁の決定には理由がないため、取消しを求めます。

(2) 意見書1(添付資料省略)

ア 請求文書は存在しません。

本件開示請求は、法務省の不祥事に関係しています。

請求人は、刑事施設の被収容者ですが、事件の犯人ではありません。 なので、再審請求理由を得るために裁判の不正(主に特定地検のも の)の追及のため、告訴、告発、付審判請求をしていました。

すると、特定年月日A、特定保護観察所(以下、第2において「決

定庁」という。)の特定保護観察官が特定刑事施設へ来庁し、「(特定地検の不正を追及することを)止めないと仮釈放がもらえなくなる ぞ」という趣旨の面接を行います。しかし、この後、特定保護観察官は辞職します。

この面接は明らかに特定地検が要請した違法なものであり、○○氏 (特定保護観察官の姓を指す。以下同じ。)は抗議のため辞職したと 思われます。

請求人は、上記面接について、決定庁に行政文書開示請求等で事実を確かめようとしましたが、一切手続されませんでした。その不作為について、法務省に訴えると、謝罪と不作為を認める旨、通知がありましたが、その後も決定庁は上記面接について「仮釈放の調査」だ、「生活環境の調整」だなどとごまかし続けました。

刑事施設の被収容者への「生活環境の調整のための面接」は、その 刑事施設のある地域の地方更生委員会(本件の場合は特定地A)が行います。帰住地(特定地B)の保護観察所は、被収容者の家族、関係 者のみ面接を許されています。被収容者への面接は許されていません (更生保護法82条)。この事実を諮問庁は理由説明書(下記第3を 指す。以下同じ。)内で隠しています。

そもそも、上記面接そのものが「生活環境の調整」であることを諮問庁は立証していません。

請求人への面接が本当に「生活環境の調整」の調査ならば、絶対に、その調査内容を記録した調査書が存在します。ですが、上記面接は、検察の不正を隠滅するための違法行為なので、調査書が存在しません。本件開示請求は、調査書の不存在を明らかにして、法務省の不祥事を暴くためのものです。

イ 諮問庁の大きな過失について

諮問庁の主張は、「当該文書の存否を答えることは、特定の個人が 特定日において生活環境の調整の対象者であった、すなわち刑の執行 のために刑事施設に収容されている者であった事実の有無を明らかに することと同様の結果を生じさせるものと認められるので、開示はで きない。」、つまり請求人が刑事施設の被収容者であること、の個人 情報の公開になるので、開示しない、というものです。しかし(「生 活環境の調整」の対象者であるとわかると、被収容者であることがわ かる、と言っている。)、自分で言うのは嫌なものですが、請求人が 刑事事件の犯人として有罪になり刑が確定したことは、公の裁判によ り公表されています。その情報は報道機関やインターネット等にも流 され、現在も世間一般に知られています。公の裁判で刑が確定した者は刑事施設の被収容者です。請求人が刑事施設の被収容者であることは、既に公開されている情報です。これは、法 5 条 1 号ただし書イに該当する情報です。

諮問庁が公開できない、と言っている情報は、既に公開されています。請求文書は少なくとも、その存否を明らかにすると不開示情報の開示になるものではありません。請求文書があってもなくても、請求人が被収容者であることは公開されているのです。したがって、諮問庁の主張は理由がありません。

また、その調査書が存在して、請求人の個人情報が記載されていても、その部分を隠し、部分開示が可能と思われます。情報公開・個人情報保護審査会におかれましては、請求文書を送付させ内容を確認し、部分開示が可能か判断していただけないでしょうか。更に〇〇氏に事実の陳述を求めてもらえないでしょうか。この場合、〇〇氏の陳述書の閲覧を求めます。「生活環境の調整」の調査内容が調査官の記憶の中にだけ存在するわけないのですから、請求人との面接内容を記録した調査書が絶対にあるはずです。

もし、調査書が存在しないのであれば、○○氏の面接は、「生活環境の調整」のためのものではなく、検察の不正を隠滅するための違法なものであり、法務省の不祥事が発覚します。

ウ 本件開示請求に係る証拠盗難事件

請求人は、平成30年5月29日付けで、請求文書を決定庁に開示 請求しました。

すると、平成30年6月8日付けで、決定庁より、求補正(請求書の不備について補正を求めるもの。法4条2号)と称して、「あなたの請求は、不開示決定にされると思いますが、それでも請求を維持しますか。」という内容の通知が届きます。

これは、求補正ではなく、請求を自発的に取り下げるよう、要求するものです。

請求人は、この通知(「行政文書開示請求について」(特定保護観察所企画調整課情報公開担当作成。平成30年6月8日付け)を証拠として「これは請求の取下げ要求だ。」と行政不服審査請求を申し立てました(平成30年6月18日付け)。(この通知を諮問庁に請求するのならば、閲覧を求めます。)

すると,とんでもないことが起こります。

請求人が出役している間に、特定刑事施設内の請求人の居室から、

上記証拠の通知が盗まれました。

この通知の再送を決定庁に求めても, 応じません。問い合わせに も答えません。

これが国の機関のやることでしょうか。

エ 諮問庁が隠しているのは個人情報ではなく不祥事です。

決定庁、諮問庁は請求文書が「ない」とは言えません。したがって 請求文書の存否を明らかにしないで済むよう、無理な理論を展開して います。諮問庁は決定庁と特定地検の不祥事を隠すために、更に不祥 事を重ねています。情報公開・個人情報保護審査会におかれましては、 正義に基づいた判断を何とぞお願い申し上げます。本件は刑事事件で すので告発が可能です。

(3) 意見書2

ア 諮問庁が「請求文書の存否を答えると不開示情報の公開になる。」 と主張する、その不開示情報について

諮問庁は、請求文書の存否を答えると、請求人が刑事施設の被収容者であった事実の公開になる、と主張しています。

しかし、請求人の有罪判決は刑訴法(刑事訴訟法を指す。以下同じ。)342条に基づいて裁判所から公表されています。その刑の執行中に刑事施設に収容されていることは当然なのですから、請求人が被収容者であることは、法5条1号ただし書イに該当する情報ですので、保護されるべき個人情報ではありません。

現に「○○刑務所収容中の○○○受刑者・・・」と新聞等に報道 されることがありますが(請求人もこのように報道されたことがあり ます。)、これが個人情報の公開になるのでしょうか。

本請求において、法8条の規定は適用できません、という意見を加 えます。

イ 特定年月日Aに行われた特定保護観察所特定保護観察官が請求人 に行った面接について

この面接は、本当に「生活環境の調整」のためのものだったのでしょうか。請求人は、文書開示請求の際、便宜上、当該面接を諮問庁側の主張する「生活環境の調整」という言葉で表現しているだけです。

当該面接が「生活環境の調整」であるという主張は、当該面接が違法であると追及が始まってから、諮問庁側が一方的に出してきたものです。しかも当初は「仮釈放の調査」と具体的に説明していました。

当該面接が「生活環境の調整」のためのものでないのならば、請求 文書の存否も「生活環境の調整」の有無を示すものにはなりません。 通常どおり「保管記録中に当該文書が存在しない。」として不開示決 定されるはずです。

当該面接が「生活環境の調整」であるという客観的事実はあるのでしょうか。

調査項目を記録した書面はあるのか。〇〇氏本人や命令を出した特 定前所長は何と言っているのか。

なぜ、現在の請求人の周りに帰住地の保護観察所から生活環境の調整のための面接を受けた者がいないのか。当該面接が「生活環境の調整」だ、というのは諮問庁側が後付けで出してきた言い訳です。

(「生活環境の調整」の事実は確認できるのでしょうか。○○氏の職権濫用は、特定年月日Bに時効が完成してしまいます。)

御審査会におかれましては、上記の争点について調査、ご判断、答申書での証明をお願いします。

(4) 意見書3

諮問第464号の請求文書は、特定年月日Aに特定刑事施設で行われた特定保護観察所の特定保護観察官による審査請求人への面接において作成された書面ですが、上記面接が諮問庁の言うように「生活環境の調整」のためのものであったならば、「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」の112条1項、113条1項の調査項目を記載した書面(請求文書)があるはずです(私は、調査をされていません。)。

特定刑事施設に収容中の者に対する「生活環境の調整」のための面接は、特定地が管轄の地方更生保護委員会の委員か、特定地Aの保護観察所が行います(でなければ、保護観察官は全国の刑事施設を飛び回ることになります。)。上記面接は、そもそも不自然なのです。

御審査会の答申に強制力はないのかもしれませんが、上記面接が「生活環境の調整」のためのものであったか、その事実の有無を証明する公文書にはなり得ると思います。御審査会は上記面接について調査されたと思います。

どうか答申書にて、上記面接が「生活環境の調整」のためのものであったのか、事実の有無、確認できるのかどうかを表明していただけないでしょうか。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

(略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定日に特定の個人に対して行われた生活環境の 調整に係る面接で作成された調査書」である。

(2) 生活環境の調整について

生活環境の調整とは、刑の執行のため刑事施設に収容されている者等について、その社会復帰を円滑にする必要があると認めるときに、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものである(更生保護法82条1項)。

また、生活環境の調整は、生活環境調整対象者との面接又は通信その他の方法により行うとともに、引受人、関係人等との協議をするなどして行うものとされている(犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則(平成20年法務省令第28号)112条2項)。

(3) 存否応答拒否の妥当性について

- ア 本件対象文書は、仮に存在するとすれば、特定日に実施された特定の個人に対する生活環境の調整のための面接について処分庁が作成又は取得した文書であると認められるところ、当該文書の存否を答えることは、特定の個人が特定日において、生活環境の調整の対象者であった、すなわち刑の執行のために刑事施設に収容されている者であった事実の有無(以下「本件存否情報」という。)を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。
- イ 当該存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められることから、法 5 条 1 号本 文前段に該当する。

次に、法 5 条 1 号ただし書イ該当性について検討すると、当該存否情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イには該当しない。

また、同号ただし書口及びハに該当する事情もない。

ウ 行政文書開示請求制度は、請求の目的いかんを問わず何人に対して も等しく開示をするものであるから、開示・不開示の判断に当たって は、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示 請求者が誰であるかは考慮されないものである。このため、法の下に おいては、審査請求人の情報(自己情報)を理由にこれを開示するこ とはできない。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規 定により不開示とすべき情報が開示されることと同様の結果が生じ るため、法8条の規定によりその存否を明らかにしないで、本件開 示請求を拒否すべきものと認められる。

2 結論

以上のとおり、本件対象文書につき、その存否を明らかにしないで開示 請求を拒否した原処分は妥当であり、本件審査請求には理由がないことか ら、行政不服審査法45条2項の規定により、本件審査請求を棄却するこ とが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年10月22日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年11月8日 審査請求人から意見書1及び資料を収

④ 同月13日

⑤ 同年12月25日

⑥ 平成31年1月11日

⑦ 同年2月4日

審査請求人から意見書2を収受

審査請求人から意見書3を収受

審議

審議

第5 審査会の判断の理由

本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分 庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開 示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにし ないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、 原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の 適否について検討する。

- 2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について
- (1) 本件対象文書は、仮にこれが存在するとすれば、特定保護観察所の特 定保護観察官が、特定の個人に対して、更生保護法82条等の規定に基 づき,刑の執行のため刑事施設に収容されている者に係る釈放後の住居, 就業先その他の生活環境の調整のため、特定年月日Aに面接を行った結 果を取りまとめた文書であることから、本件対象文書の存否を答えるこ とは、特定の個人が、特定年月日Aにおいて、上記のとおりの生活環境 の調整の対象者であったという事実の有無、ひいては、特定年月日Aに、

刑の執行のため刑事施設に収容されている者であったという事実の有無 (本件存否情報)を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと 認められる。

(2) そして、本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。さらに、本件存否情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないから、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。

なお、審査請求人は、特定の個人である審査請求人が有罪判決により 刑事施設に収容されているという事実は、刑訴法 3 4 2 条 (判決の宣 告)に基づいて既に裁判所から公表されているから、本件存否情報は法 5 条 1 号ただし書イに該当する情報である旨主張する。しかしながら、 裁判の公開は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保すること などの基本的な理念に基づき、特定の受訴裁判所の具体的判断の下に実 施されているもので、その手続及び目的の限度において訴訟関係者に関 する情報が開披されることがあるとしても、このことをもって直ちに、 同情報を一般的に公表することが許されていると解する根拠となるもの ではないから、審査請求人の上記の主張は採用できない。

- (3) したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。
- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。
- 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法 5 条 1 号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史

別紙(本件対象文書)

特定年月日Aに行われた特定保護観察所特定保護観察官による、特定の個人に対する「生活環境の調整」のための面接で作成された調査書